

新型コロナウイルス感染症に対応した教育活動に向けた基本方針について
～中央区教育委員会の基本方針を踏まえて～

中央区立久松小学校
校長 植村 洋司

1 教育活動にあたっての学校運営上の基本的な考え方

- 国や都の動向を踏まえつつ、中央区教育委員会の方針に基づき、新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図るとともに、児童への感染拡大防止に係る指導を行う。
- 3つの条件が同時に重なる場を徹底的に避ける。
 - ①換気の悪い密閉空間 ②多く人の集まる密集場所 ③間近で会話や発声をする密接場面
- 学校医及び学校薬剤師などと連携した保健管理体制を整える。
- 日頃の連絡体制を確立する（安心・安全メール全員登録・ホームページの活用）。

2 感染症対策に関すること

(1) 基本的な感染症対策の実施

- ①「3密」が同時に重なる場を避けるため、以下の対応を行う。
 - i 換気の徹底
 - ii 人の密度の低下 ・人の密度が高い状態では、特に換気を行うようにする。
 - iii マスクの使用
- ②「感染源を絶つ」「感染経路を絶つ」「抵抗力を高める」を踏まえ、以下の対応を行う。
 - i 家庭との連携
 - ・発熱等の風邪の症状がみられる場合は、自宅で休養させることを徹底する。
 - ・朝夕の検温と健康観察を徹底する。登校前に検温が確認できなかった場合、確実に検温し（非接触式）、熱があれば保健室（2階）にて再検温及び健康観察する。
 - ii 手洗いの徹底
 - iii 規則正しい生活の指導

(2) 出席停止等の取扱いについて

- 感染が判明した場合又は感染者の濃厚接触者に特定された場合は、出席停止の措置をとる。
また、発熱などの症状があり登校を控える場合も出席停止の措置をとる。
- 詳しくは、別添保護者通知を参照する。
- その他、個別の相談は副校長までお願いします。

(3) 学校医、学校薬剤師等との連携について

- 学校医及び学校薬剤師などと連携した保健管理体制を整える。

(4) 学校内の衛生管理について

- ドアや窓の取っ手、階段の手すり等、多くの児童が触れるところは、消毒液を用いて消毒する。

(5) 心のケアについて

- 一人一人の心身の状況把握を的確に行うとともに、スクールカウンセラー等による支援を行うなど、児童の心の健康問題に適切に取り組む。

(6) 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

- 感染者、濃厚接触者とその家族、医療従事者とその家族などに対する偏見や差別につながるような行為は許されるものではなく、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を通して、偏見や差別が生じないようにする。

(7) 教職員の健康管理について

- 教職員自身の健康には十分配慮するとともに、検温を徹底する。発熱等の症状がある場合には、必ず自宅で休養させるなどして、感染症予防及び拡大防止に努める。

(8) 給食及び給食指導について

- すべての児童に食事の前の手洗いを徹底させるとともに、換気をし、会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにしない、会話を控える（「黙食」）などの対応をする。

3 その他

(1) 児童に対して、日常的に繰り返し「新しい学校生活様式」を指導する。

- 特に「手洗い・うがい、マスク着用、人との距離、換気」の徹底を図る。

(2) 教育活動全般について、「分散」と「ICT活用」をキーワードに工夫し、感染対策を講じる。また、一つ一つ丁寧に「ソフトランディング」できるように努める。